|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| **１　職員の配置状況**　★　直接処遇職員は充足しているか。　　　　　　　　・いる　　　・いない　　○　いない場合、何名不足しているか。　　　　　　　　　　　　　名不足　●　施設長及び資格の定めのある職員は所定の資格を持っているか。 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　　☆　施設長の資格内容は。　　○　無資格者がいる場合、職、氏名は。　★　無資格者及び定数未充足の解消方針があるか。　　・ある　　　・ない　　○　ある場合、解消方針内容は。　●　長期にわたる職員の病休等はないか。　　　　　　・ある　　　・ない　●　施設長は専任となっているか。　　　　　　　　　・いる　　　・いない　　○　いない場合、兼任内容は。　　○　兼任先からの給与支給はあるか。　　　　　　　・ある　　　・ない　●　施設長は当法人以外の法人（民間企業を含む。）の役職員を兼務しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　●　夜間の職員勤務の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1日当りの従事者数 | 参加対象人数 | 対象人員内訳 | 勤務時間（勤務体制） | 1人1ヶ月当り平均当番回数 |
| 職員 | パート | その他 |
| 宿直 |  |  |  |  |  | 時　　　分～　　時　　　分 | 回 |
| 夜勤 |  |  |  |  |  | 時　　　分～　　時　　　分 | 回 |

○　宿直者が配置されている場合、その者の身分は。 　　　　　　・正規職員　　　・宿直専門員（非常勤）　　　・外部委託者　 | ・施設長の変更届・資格認定書、履歴書により確認・基準第４条・局長通知第１－４ ・施設長の施設運営の把握状況の確認・基準第10条第４項 基準第10条第13項・社会福祉施設における防火安全対策の強化について（S62.9.18 社施第107号)  5　夜間防火管理体制の充実について ・定員に応じた宿直、夜勤者の配置 ・管理宿直（特養、身障療護） ・夜間勤務形態 |

○　記載例を参考に勤務形態を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 勤 務形 態 |  勤務時間 0　 1　 2　 3　 4　 5 　6　 7　 8　 9　10　11　12　13　14　15 16 17 18 19 20　21　22　23　24 |
| 早出 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 平常 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 遅出 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 日課 |  |

|  |
| --- |
| 　［記載例］　－三交替制寮母の例－ **－** は休息時間 　　は仮眠時間 |
| 勤 務形 態 |  勤務時間 0　 1　 2　 3　 4　 5 　6　 7　 8　 9　10　11　12　13　14　15 16 17 18 19 20　21　22　23　24 |
| 早出 |  |  |  |  |  |  |  |  | ２名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 平常 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ６名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 遅出 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ２名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 準夜勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ２名 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 深夜勤 |  |  |  |  |  |  |  |  | ２名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 日課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  　 起 朝 リハビリ 昼 入浴 　 夕 消 　 床 食 テーション 食 食 灯 　 ・ ・ 　 洗 就 　 面 寝 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
|  |  |
| 　●　施設職員の配置状況を記入してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　・基準第10条　　　※　非常勤職員（パートを含む。）は、上段（　）書きで再掲すること。　　　　　・局長通知第３－１、別紙１・２※　現員欄は、監査実施月又はその前月初日で記入すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設長 | 処　　遇　　職　　員 | 栄養士 | 事務員 | 調理員 | 医　師 | 　　　　　計 |
| 生活相談員 | 介護職員 | 看護職員 |
| 配　置　基　準 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年度末現在の数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 現　員 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 常勤換算※ | 現員総労働時間（A) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 常勤職員勤務時間（B） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| A÷B（四捨五入） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 現員のうち夜間専門従事者数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 内訳 | 有資格者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 無資格者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※（Ｂ）は、1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。（育児短時間の場合は30時間で１とする）●　職員配置基準の算定　ケアハウス（軽費老人ホームＡ型を除く）　　　　　　　　　※最低基準第11条3項、4項

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入所者数　　　　　　人＝Ａ一般入所者数　　　　　　人＝Ｂ（前年度の平均値※） | **生活相談員**1以上は常勤 | **介護職員**1以上は常勤 | **栄養士** | **事務員** | **宿直等** |
| Ａ÷120（端数切上） | Ｂ≦30⇒１以上（常勤換算）30＜Ｂ≦80⇒２以上（常勤換算）80＜Ｂ⇒２＋実情に応じた適当数 | １以上1人は常勤 | １以上1人は常勤定員60人以下等で不在可 | 夜間・深夜の時間帯で１以上敷地内職員宿舎等の代替あり。 |
| **配置基準人員** | ＝ |

　一般入所者：入所者であって、指定特定施設入所者生活介護等の提供を受けていない者軽費老人ホームＡ型　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※最低基準第11条3項、4項

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入所者数　　　　　人＝Ａ一般入所者数　　　　　人＝Ｂ（前年度の平均値※） | **生活相談員**1以上は常勤 | **介護職員**1以上は常勤 | **看護職員**1以上は常勤 | **栄養士** | **事務員** | **宿直等** |
| Ａ≦170⇒１（常勤換算） | Ａ≦80⇒４以上（常勤換算）40＜Ｂ⇒1人を主任介護職員（常勤）とすること。 | Ａ≦130⇒１以上（常勤換算） | １以上1人は常勤 | 入所定員110人超で２以上２人は常勤 | 夜間・深夜の時間帯で１以上 |
| **配置基準人員** |

　一般入所者：入所者であって、指定特定施設入所者生活介護等の提供を受けていない者 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
|  |  |
| ●　職員の採用、退職及び転勤の状況について記入してください。（正規職員について記入すること。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 新規採用 | 転入 | 退職 | 転出 |
| 前年度 |  |  |  |  |
| 今年度(監査時点) |  |  |  |  |

　※「転入」とは、同一法人内の他の施設から配置異動をいう。※「転出」は、｢転入｣の逆の状況をいう。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| **２　職員の健康管理の状況**　●　職員の健康診断は。　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　　回 実施機関名　　　実施期日　　年　　月　　日（ ）欠席職員　　　　人　　　うち後日受診　　　　　人　　　　　　　　　年　　月　　日（ ）欠席職員　　　　人　　　うち後日受診　　　　　人　●　腰痛検診は。　　　　　　　　　　・あり（年　　　回）　　　・なし　●　職員の採用時健康診断を実施しているか。　　　　・いる　　　・いない**３　職場の衛生管理の状況**　●　井戸水等の自家水を使用している場合、水質検査を行い、検査記録を保管しているか。　　　　　　　・いる（検査回数　　　　回／年）　　・いない　　・該当しない　●　受水槽、高架水槽等を使用している場合、水槽の清掃を行い、かつ記録を保存しているか。　　　 　　　　　　　　　　　 ・いる　　　・いない　　・該当しない　●　排水及び汚物処理に問題はないか。 　　　　　　 ・ない　　　・ある　　○　ある場合、具体的に記入してください。　●　衛生管理者又は衛生推進者は選任されているか。　・いる　　　・いない　　○　いる場合の該当者職氏名は。 　　　 職　　　　　　　　氏名　●　産業医は選任されているか。 ・いる　　　・いない　●　衛生委員会は設置されているか。 ・いる　　・いない　・該当しない* 喫煙対策について

○　施設内は全面禁煙であるか。　　　　　はい　　　いいえ　　「いいえ」の場合、受動喫煙防止のために講じている措置を記入願います。　　 | ・労働安全衛生規則第45条夜間業務を行う職員については、6ヶ月以内毎に１回実施。・介護業務者の腰痛検査(平成6年12月28日社援施第169号）介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては､6ヶ月以内毎に1回腰痛の健康診断を実施すること。 　健康診断の結果､必要があると認めるときは作業方法等の改善､作業時間の短縮等必要な措置を講ずること。基準第25条第１項局長通知第５－11－(１)イ・年１回実施・労働安全衛生法第12条・12条2 衛生管理者設置届（労基署へ提出） 常時50名以上の労働者を雇用 　　 …衛生管理者 常時10～49名の労働者を雇用 　　 …衛生推進者 無資格者は労基署の外郭団体である労働基準協会連合会が実施（年２回）する講習会へ参加すること。・労働安全衛生法第13条第１項 常時50名以上の労働者を雇用する場合、１名以上必置 産業医設置届（労基署へ提出）・労働安全衛生法第18条・健康増進法第26条～30条、33条・健康増進法施行規則第16条、17条・静岡県受動喫煙防止条例第２条第５号、第６条 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| **４ 非常災害対策**　★　消防計画（防災対策規程）は届け出てあるか。 　　・ある（届出日　　　　年　　月　　日）　　　　　・ない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●　防火管理者は届け出てあるか。 　　・ある（届出日　　　　年　　月　　日）　　　　　・ない　　○　防火管理者の職氏名、選任年月日は。　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日●　施設所在地の状況は　※該当する場合には○をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 津波災害警戒区域内 |  |
| ② | 県河川災害予防計画に定める浸水想定区域 |  |
| ③ | 土砂災害警戒区域 |  |
| ④ | 県地域防災計画(原子力災害対策編)に定めるPAZ、UPZ圏内 |  |

* 上記表①～③に該当する場合、市町地域防災計画に避難促進施設又は,要配慮者利用施設として記載されているか。　　　　　　　　・いる　　　・いない

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　* + いる場合、避難確保計画が作成され、市町へ報告されているか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・いる　　　・いない* + いる場合、上記計画に基づく訓練が実施されているか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・いる　　　・いない〇　　計画に基づく訓練の実施後、1カ月を目処に市町に報告しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　●　立地条件や施設周辺の環境を踏まえた災害時対応マニュアルが(具体的計画)が、地震、風水害、火災その他の非常災害の種別に応じて作成されているか。　　※津波災害、河川災害、土砂災害については、内容により上記避難(確保)計画＝マニュアルで可　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない●　災害時の職員の動員体制は定められているか。　　・ある　　　・ない●　災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　●　災害時の体制について、定期的に職員へ周知しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　★　避難訓練の回数は。　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　回　　☆　うち、夜間訓練は。　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　回　　☆　うち、夜間想定訓練は。　　　　　　　　　　　　　年　　　　　回　　○　消火訓練の回数は。 　　　　　 年　　　　　回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　○　避難訓練の記録はあるか。　　　　　　　　　　・ある　　　・ない　　　　○　避難場所は。　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］　　○　非常時の連絡網は、最新のものが整備されているか。　・いる　・いない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ・消防法施行規則第３条・消防法第８条・防火管理者講習を修了していること。・津波災害警戒区域の避難促進施設の管理者、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務がある。・津波防災地域づくりに関する法律　第54条第１項第４号及び71条第１項第２号、第２項から第４項・水防法第15条第１項４号ロ、15条の３第１から第３項及び第５項・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条第１項４号、第８条の２第１項から第３項及び第５項・静岡県地域防災計画(原子力災害対策編　令和２年７月)・浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県　令和２年６月修正）・災害種別毎に施設内外の避難場所、　避難経路、避難方法を決めてあるか。（基準第７条第１項、３項）・局長通知第１－７基準第７条第２項・毎月１回実施すること・夜間又は夜間想定訓練は年１回以上実施すること・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年９月９日付け老総発0909第1号外老健局総務課長外３課長通知） |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| ●　地域の協力体制は。　　　　　　　　　　　　　　地域で実施される防災訓練に参加しているか　　・いる　　　・いない● 施設等が地震等の被害を受けた場合、市町村災害対策本部に報告することを　　職員全員が承知しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない●　市町と災害時の要援護者の受入のための協定等を締結しているか。・いる　　　・いない●　要援護者の緊急一時入所などの受入について、既存スペースの活用方法及び定員を超過した利用等について検討し、受入可能人員を明らかにしているか。・いる　　　・いない●　地震等により施設が使用できなくなった場合の、受入先は確保されているか。　・いる　　　・いない　●　職員及び入所者に対する防災教育の実施状況は。　　　年　　　　　回　●　消防設備、火気使用設備、器具等の定期点検は行っているか。　　○　業者点検は。　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない 　　　○ いる場合、記録は。　　　　　 ・ある 　 ・ない　　○　自主点検は。　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない 　　　○ いる場合、記録は。　　　　 ・ある 　 ・ない　●　業者点検、自主点検により判明した不良箇所は速やかに改善されているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない●　消防用設備等の点検結果は、消防署へ報告されているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない●　ボイラーを設置しているか。　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　　○　いる場合、設置届は。　・ある（届出日　　年　　月　　日） ・ない　　○　いる場合、取扱作業主任の選任は。 　　　　　　　　　・あり（氏名　　　　　　　　　　　　）　　　　・ない●　窓ガラスの割れ、飛散防止が施されているか。　　・いる　　　・いない●　テレビ・家具等の落下物・倒壊物の固定が施されているか。・いる　　　・いない●　避難路・非常口に障害となる物が置かれていないか。・いる　　　・いない●　門扉・遊具等の倒壊防止が施されているか。　・いる　・いない　・該当なし | ・基準第７条第４項・受入提携施設、法人等の確保に努めること。・職員を防災に関する研修に参加させる等職員の防災教育に努めているか。（基準第７条第５項）・不良箇所は速やかに改善すること。・消防法第17条の３の３・消防法施行規則第31条の6・ボイラー取扱い業務 ボイラー取扱い作業主任者（ボイラー技士免許等）①特級＝伝熱面積合計500㎡以上②1級以上=伝熱面積合計25～500㎡未満③2級以上＝伝熱面積合計25㎡未満④技能講習以上＝令6条16号イ～ニまで　のボイラー・「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」（静岡県健康福祉部福祉指導課HPを参照のこと。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| 　●　消防署の立入検査は。　　　・あり（検査日　　　　年　　月　　日）　　　　・なし　　○　指示事項は。　　　　　　　　　　　　　　　　・あり　　　・なし　　　○　ある場合、指示事項の内容は。　　　☆　指示事項に対する改善状況は。　●　防炎製品の使用状況について、品名を記入してください。　 | ・指示事項が改善されていない場合には、早急に改善すること。 |
| 　●　防災資機材及び備蓄品の確保状況について、主な品名を記入してください。※既存の一覧表があれば添付で代替可 |
|  | 用　　途 | 品　　　　　　　　　名 | 数　量 | 摘　　要 |  |
| 移　　送 |  |  |  |
| 照　　明 |  |  |  |
| 情報収集及び伝達 |  |  |  |
| 医　　療 |  |  |  |
| 食料及び飲料水 |  |  | 飲料水は1人1日3リットルを7日分7日分の食糧の備蓄 |
| 日用品 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |
| 　★　備蓄飲料水、食品の管理は、品名ごとの棚卸表の作成や保管場所の明記等、適切に管理されているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　●　偏った献立(例:主食のみなど)にならないような食糧を確保しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない | ・非常災害に備え、食料、飲料水、その他生活に必要な物資の備蓄に努めているか。（基準第７条第６項）・食品は十分保存に耐えるよう衛生的に管理し、直射日光を避け、換気･除湿等の配慮をする。・製造年月日、賞味期限、保存期間等の管理を徹底する。・非常食として備蓄する食品は、衛生的で保存性が高く、そのまま食べられるか簡単に調理できること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| **５　業務継続計画の策定等**★　感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　　　　・いない　★　職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　　　　・いない　★　計画の見直しを行なっているか。　　　・いる　　　　　　・いない | ○基準第22条の２第１項～３項※R6.3.31までは努力義務 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| **６　施設の整備状況**　★　構造設備は、最低基準を充たしているか。　　　　・いる　　　・いない |  |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 右項目の適用 | ケアハウス | 軽費老人ホームＡ型 |
| 居　　室 | 定　員 | 適　・　否 | １人。サービス提供上必要と認められる場合は、2名可 | 1人 |
| 面　積 | 適　・　否 | ・21.6㎡(Ａ型は経過措置あり)　※２名の場合は31.9㎡ | 入所者1人当たり6.6㎡。（収納設備を除く） |
| 収納設備等 | 適　・　否 | ・洗面所、便所、収納設備、簡易な調理設備が必要・緊急連絡のためのブザー又はこれに代わる設備が必要 |  |
| 出入口 | 適　・　否 | 避難上有効な空き地or廊下or広間に面する。 |  |
| 放送設備 | 適　・　否 | 敷地内に一斉に放送できる設備 |  |
| エレベーター | 適　・　否 | 居室が２階上の階にある場合 |  |
| 耐火建築物、準耐火建築物の別（　上記が確認できる資料名　　） | 耐火　　・　　準耐火（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**●**施設の形態は。 |
| ●　下記の設備のうち、施設内に設けていないものはあるか。　設けていないものに○をつけてください。　・談話室、娯楽室又は集会室　　　　　・静養室　・食堂　・浴室　・洗面所　・便所　　　　・医務室　　・調理室・職員室　　・面談室　　　・洗濯室又は洗濯場　　・宿直室　○　設けていないものがある場合、理由及び代替処置は。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　備　名 | 理　由 | 代　替　措　置 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　●　施設等の使用目的を変更して利用しているか。　　・いる　　　・いない 　 ○　いる場合、変更内容は。　●　建物、設備で改善すべき箇所はあるか。　　　　　・ある　　　・ない　●　増改築等の予定があるか。　　　　　　　　　　　・ある　　　・ない　　○　ある場合の内容は。 | 最低基準第９条局長通知第2－１、第7基準第９条★無断で目的外使用をしていないこと。　各法による認可・届出等が必要。・会議室を居室に使用していないこと |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| 　●　特殊建築物等（避難安全施設）の定期報告は実施しているか。（入所施設のみ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　　○　いる場合、報告日は。　　　・建築物　　　　　　　年　　　月　　　日　　　・建築設備　　　　　　年　　　月　　　日　　　・防火設備　　　　　　年　　　月　　　日　　　・昇降機等　　　　　　年　　　月　　　日　 | ・建築基準法第12条　①～④のいずれかの延べ床面積200㎡以上の建物は、2年に1度（令和奇数年度）避難安全に係る報告をする。建築設備、防火設備、昇降機等は毎年報告する。　報告先：県又は静岡市、浜松市、　　　　　沼津市、富士市、富士宮市、焼津市①３階以上の階にあるもの(３階以上が100㎡超)②２階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上③地階にあるもの（100㎡超）④対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの |
| 　　●　施設建物の概要について記入してください。　　　　　　　　　※　建物一棟ごとに記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建物名称 | 用　　途 | 構造・階数 | 延面積 (㎡) | 建築年月 | 耐震診断実施年月 | 耐震ランク |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　　＜耐震基準＞東海地震に対して耐震性能を有する建物とは、下記基準の「ランクⅠ」に分類されるものをいう。 |
| ●　耐震診断を実施していない場合、実施予定時期は。　　・　　年　　　月　　　・該当しない　　・未定：理由●　耐震ランクⅠ以外の建物について、耐震補強工事を計画しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　　・いない　○　いる場合、その内容は。　○　いない場合、その理由は。 | 【旧耐震基準で建設された建物】昭和56年5月31日以前静岡県耐震基準（平成14年度版）

|  |  |
| --- | --- |
| ランク | 内容 |
| Ⅰ | Ⅰa | 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。 |
| Ⅰb | 倒壊する危険はないが､ある程度の被害を受けることが想定される。 |
| Ⅱ | 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。 |
| Ⅲ | 倒壊する危険性があり､大きな被害を受けることが想定される。 |

【新耐震基準で建設された建物】昭和56年6月1日以降静岡県構造設計指針・同解説（平成14年度版）上記Ⅰａ、Ⅰｂのみ |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| **７　諸規程等の整備**　基本的事項　●　施設の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」）はあるか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・ある　　　　・ない※記載されている内容に○をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①施設の目的及び運営の方針 |  |
| ②職員の職種、数及び職務の内容 |  |
| ③入所定員 |  |
| ④入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 |  |
| ⑤施設の利用に当たっての留意事項 |  |
| ⑥非常災害対策 |  |
| ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 |  |
| ⑧その他施設の運営に関する重要事項 |  |

　★　職員が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の情報を漏らす　　ことがないよう規程等で周知しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　就業規則　　　●　就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む)を作成し、労基署に届け出ているか。・いる　　　・いない　　○　就業規則(給与規程含む)の最終改定日　　　　　　　年　　月　　日　　○　上記改定の労基署への届出日　　　　　　 　　　　　年　　月　　日　　○　育児・介護休業法令等の改正令和４年４月１日及び10月1日施行))に対応しているか。・いる　　　・いない　●　宿日直制の許可は。　　・あり（労基署届出日　　年　　月　　日）　　　　・なし　　　・必要なし　　○　宿日直を行う職員(宿直専門員は除く)は特定の者に偏っていないか。 ・いる　　 ・いない | 基準第６条※⑦の追加はR6.3.31までは努力義務　基準第28条労基法 第106条 1.常時各作業場の見易い場所へ掲示､又は備え付け2.書面による交付3.磁気ﾃｰﾌﾟ､ﾃﾞｨｽｸ等に記録し､常時確認できる機器を設置・労基法第89条 常時10人以上の労働者を使用する使用者は､一定の事項について就業規則を作成し､行政官庁に届け出なければならない｡変更した場合においても､同様とする。・労基法第41条 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者については、休日等に関する規定の適用外 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| 　　　　　　　●　変形労働時間制を採用している場合、その旨を就業規則等に定めているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　●　1年単位の変形労働時間制の場合、労使協定を結び労基署に届け出ているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　●　時間外・休日労働に関する協定は。　　・あり（労基署届出日　　年　　月　　日）　　　　・なし　　　・必要なし　　○　時間外勤務命令簿はあるか。　　　　　　　　　・ある　　　・ない　●　産前・産後休暇及び育児時間は、適正に与えているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　●　育児・介護休業を適正に与えているか。　　　　　・いる　　　・いない●　職場内ハラスメント(セクハラ、パワハラ、妊娠出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント等)の防止対策が講じられているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　・いる　　　・いない 　●　非常勤職員の労働条件は、明確になっているか。（就業規則、雇用契約書等）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　　○　現状と差異はないか。　　　　　　　　　　　　・ある　　　・ない　　○　ある場合の内容は。　●　年次有給休暇は、6ヶ月以上勤務したものについて１０日以上与えているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　・いない　　○　パート職員に年休を与えているか。　　　　　　・いる　　　・いない　　○　年次有給休暇管理簿はあるか。　　　　　　　　・ある　　　・ない　　○　年次有給休暇を次年度に繰越しているか。　　　・いる　　　・いない○　年次有給休暇が10日以上付与されている職位(管理監督者を含む。)すべてが、年５日以上年次有給休暇を取得しているか。　　　・いる　　　・いない | ○労働基準法第32条の4・労基法第36条労働者の代表と協定し、行政官庁に届出た場合に、労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。・労基法第65・67条　産前…6週間(多胎の場合は14週間)　産後…8週間　1歳未満児の母…1日2回各々30分の育児時間・育児・介護休業法　深夜業の制限　第19条　勤務時間の短縮等の措置　第23､24条　子の看護のための休暇の措置第16条の３・労働施策総合推進法第30条の2・男女雇用機会均等法第11条､11条の　　　　3・育児休業法第10条、16条、23条の２、25条・基準第23条第４項・非常勤職員にはﾊﾟｰﾄﾀｲﾏｰを含める｡・労基法第15条 書面による雇入時の労働条件の明示・労基法第14条 労働契約期間の上限→原則３年　　ただし､60才以上の者､高度な専門的知識を有する者は５年可・雇用契約書には業務内容、就業時間、雇用期間、賃金等を記載すること。・労基法第39条　年休が10日以上付与される労働者に対し、年５日の年休を確実に取得させること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 |
| 年休日数 | 10 | 11 | 12 | 14 | 16 |
| 勤務年数 | 5.5 | 6.5～ |
| 年休日数 | 18 | 20 |

労基法第39条3（年次有給休暇の比例付与）・労基法第115条　時効　請求権は、2年間行わない場合においては、時効によって消滅する。・労働基準法第39条第７項、第120条　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　・　管　理　関　係 | 特　記　事　項 |
| **８　職員研修**　★　資質向上のための研修の機会を確保しているか。　　・いる　　　・いない | 　基準第23条第３項 |
| 　　○　前年度に受講した主な研修について記入してください。 |
|  | 受講者職種区分 | 延回数 | 主　　　要　　　研　　　修　　　名 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 　　 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |
| ●　入所者の処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。・いる　　　・いない | 基準第22条第３項　※R6.3.31までは努力義務 |